



# 佐賀県公報

平成20年  
2月25日  
(月曜日)  
第13022号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (七五・障害福祉課) 一
- 道路の区域の変更 (七六・道路課) 一
- 道路の供用開始 (七七・ ) 二
- 道路の区域の変更 (七八・ ) 二

## ○告示

### ◎佐賀県告示第七十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成二十年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

指定医師名	診療科目	診療場所	指定年月日
吉田 哲彦	内科	唐津市松南町一一九番地二 河畔病院	平成二〇年 二月一二日
片瀨 幸彦	"	佐賀市本庄町大字本庄二〇二番地一 片瀨医院	"
高田 潤一	"	鳥栖市原町字浦田六七〇番地一 医療法人啓心会 啓心会病院	"
辛島 恒徳	"	佐賀市田代二丁目七番二四号 至誠会病院	"
藤野 聖子	"	佐賀市水ヶ江五丁目一番二一〇一 医療法人智仁会 吉原内科	"

岡崎 幸生	心臓血管外科	佐賀市鍋島五丁目一番一号 佐賀大学医学部附属病院	"
樋口 直明	内科	嬉野市嬉野町下宿甲一七四〇番地一 医療法人優健会 樋口医院	"
樋口 健	"	"	"
田島 智徳	整形外科	多久市多久町一七七一番地四 多久市立病院	"
陣内 嘉和	内科	佐賀市若宮三丁目五番一七号 陣内内科・小児科クリニック	"
權藤久次郎	耳鼻咽喉科	神埼市神埼町田道ヶ里二二二六番地一 医療法人久和会 こんどう耳鼻咽喉科	"
麻生 宏樹	眼科	西松浦郡有田町南原甲六四一番地六 医療法人北士会 陶都有田北川眼科	"

### ◎佐賀県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年二月二十五日から平成二十年三月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の間		区域	
	前	後	幅員 メートル	延長 メートル
県道 波佐見塩田 線 武雄市東川登町大字袴野字上館 一五三〇一第一地先から 武雄市西川登町大字小田志字永 谷一六七八〇番一第一地先まで 武雄市西川登町大字小田志字永 谷一六七九二番一第一地先から 武雄市西川登町大字小田志字永 谷一六七七〇番一第一地先まで	前	後	三〇・〇 九・一 一三・〇	二七四・五 一三一・四
	武雄市東川登町大字袴野字上館 一五三〇一第一地先から 武雄市西川登町大字小田志字永 谷一六七七〇番一第一地先まで	一八・〇 五・五	二九〇・四	

●佐賀県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年二月二十五日から平成二十年三月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 波佐見塩田 線 武雄市東川登町大字袴野字上館一五三〇一第一地 先から 武雄市西川登町大字小田志字永谷一六七八〇番一 地先まで 武雄市西川登町大字小田志字永谷一六七九二番一 地先から 武雄市西川登町大字小田志字永谷一六七七〇番一 地先まで		平成二〇・二・二五

●佐賀県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年二月二十五日から平成二十年三月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の間		区域	
	前	後	幅員 メートル	延長 メートル
県道 佐賀外環状 線 神埼市神埼町本告牟田字三本杉 二二〇一第一地先から 神埼市神埼町本告牟田字三本杉 二二〇七番一第一地先まで 神埼市神埼町本告牟田字三本杉 二二〇七番一第一地先まで	前	後	一三・三 一〇・四	五七・六 五七・〇
	神埼市神埼町本告牟田字三本杉 二二〇一第一地先から 神埼市神埼町本告牟田字三本杉 二二〇七番一第一地先まで	一〇・六 九・三		

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年二月二十五日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷